

芹が谷中学校「部活動における活動方針」

部活動を通して豊かな人間性としなやかでしたたかな生き抜く力を育み、調和のとれた学校生活の実現や、仲間意識、諦めない心、粘り強さ、感謝の気持ちや思いやりなどの豊かな感性を養うことを目指す。

1. 位置づけ

- ① 諸条件を考え、教育活動の一環として実施する。
- ② 全教員は必ず部活動の顧問になることとする。
- ③ 部活動顧問会を特別委員会として位置づける。

| | 終了 | 下校 |
|---------|-------|-------|
| 4月～9月 | 17:45 | 18:00 |
| 2・3・10月 | 17:15 | 17:30 |
| 11月～1月 | 16:45 | 17:00 |

2. 活動時間

- ① 課業期間は、放課後及び休日を原則とする。
- ② 活動時間の延長は認めない。
(ただし、文化祭準備期間中、文化祭に参加する部活は例外とする)
- ③ 早朝練習は、午前7時30分より活動を開始することができる。
(事前に、生徒に連絡がしてあること)
- ④ テスト期間は、定期テストなどの一斉テストの時は、休日を含め開始前3日間と当日は中止する。ただし、最終日は活動を可とする。
(公式戦のある部活は、学校長および保護者の承諾を受けた場合活動できる。)
- ⑤ 休日等の活動は、校外、課外指導許可願いに必要事項を記入し、学校長の承諾を得る。
- ⑥ 休業期間中の活動は、各部で練習日を調整し日程を組む。また、活動予定表を顧問会代表に提出する。
- ⑦ 午前中授業で昼に生徒を一斉に下校させるときは、午後2時以降の時間に登校時間を徹底することで、活動が認められる。
- ⑧ 職員会議日の放課後の活動は中止とする。ただし特別な理由のある場合には学校長の承諾を得た後、職員に通告することによって行うことができる。(改訂 平成26年3月職員会議)
- ⑨ 部活動休養日を週に1日以上、土日1日以上として設定する。
- ⑩ 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日3時間程度を目標とする。
- ⑪ 大会やコンクール等で土日続けて活動した場合は、休養日を他の日に振り替えて確保する。

3. 活動場所

- ① 体育館・グラウンドについてはローテーションを組み、使用を割り当てる。
- ② 文化部については、原則として特別教室を使用する。

4. 活動

- ① 活動時には、顧問がつくことを原則とする。
- ② 会議時には、生徒に安全と活動内容を徹底する。

5. 活動の連絡

職員室前の部活動黒板に表示することができる。

6. 年間活動計画

年度初めに各部で作成し、生徒や部活動保護者会で保護者に説明をする。

7. 更衣

- ① 活動場所に荷物を持って行き、更衣は活動場所で行う。
- ② 更衣場所は整理整頓に留意し、清潔に心がける。

8. 校外指導

校外指導許可願いに必要事項を記入し、学校長の承認を得る。

9. 部の成立・存続

- ① 生徒（希望者）が体育系・文化系とも5名以上いること。
- ② 顧問が1名以上いること。
- ③ 活動場所の確認ができること。
- ④ 職員会議で承認されること。
- ※ 以上の4つの条件が満たされた場合、部の成立が認められる。
- ⑤ 年度初めに活動する部を確認し、年度途中の成立・廃部は認めない。但し、休部はあり得る。
- ⑥ 年度途中で部員の人数が成立に満たなくなった時は、顧問・部員の意向を考慮の上、顧問会にて扱いを決定する。

10. 予算・決算

- ① 部費として月額500円を限度として徴収してよい。
- ② 予算、決算報告は毎年公開しなければならない。報告書については、副校長に提出する。

11. 組織

- ① 顧問会議は必要に応じ開催することができる。
- ② 各部では、部長を必ず選出し、部長会を必要に応じて開催する。
- ③ 各部では、必要に応じ保護者会や部会を持つことができる。

12. 服装

- ① 部活時の服装は、ユニフォーム、学校のジャージ、体操着、防寒用のウインドブレーカー、またはそれに類するもののみ着用が認められる。
- ② 練習のある場合は、部で指定された服装で登下校してもよい。ただし、授業には部活の服装を持ち込まない。
- ③ ユニフォームを部活動以外に着用しない。
- ④ 休日及び長期休業期間は、部で統一することを条件に学校ジャージ、体操着、ウインドブレーカーを登下校時、着用してもかまわない。

13. 入部・退部

- ① 1年生は、仮入部期間を経て入部手続きを行う。入部届のカードに必要事項を記入・押印し担任を通じて顧問に渡される。2、3年生は、入部届のカードに必要事項を記入し担任を経て顧問にカードが渡される。顧問はカードを1年間保管する。
- ② 転部、退部がないように努力する。
- ③ 原則として退部した場合は、その年度は他の部へ入部できない。但し、顧問、担任、本人の協議により、認められれば転部することができる。

14. 下校

下校時間には全員が校門を出ることとする。顧問は責任をもって退出の指導を行う。

15. その他

- ① 主たる顧問としては2つ以上の部をもつことはできない。ただし、副顧問はこの限りではない。
- ② 主たる顧問がいなくても、部を廃部にすることが困難な場合、部活顧問会預かりで部を存続することができる。
- ③ 休養日は平日月に4日以上、土日は年間52日以上とし、各部の実態に応じて保護者や生徒の理解のもと弾力的な運用を可とする。
- ④ 以上の項目以外の協議事項は、臨時に部活動顧問会を開き、その都度話し合う。